我孫子市監査委員告示第２号

地方自治法第１９９条第７項の規定により、補助金交付団体に対する監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和２年３月１９日

我孫子市監査委員　山 口　幹 夫
我孫子市監査委員　椎 名　幸 雄

財政援助団体等監査報告書
（補助金交付団体監査）

社会福祉法人
我孫子市社会福祉協議会

我 孫 子 市 監 査 委 員

１　監査を執行した監査委員名

山　口　幹　夫

椎　名　幸　雄

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定による財政援助団体等監査
（補助金交付団体監査）

３　監査の期日

令和２年１月２７日（月）

４　監査の対象

監査対象団体	補助金交付額	主管部課
社会福祉法人 我孫子市社会福祉協議会	平成３０年度交付額 １０９，６８６，８００円	健康福祉部 社会福祉課

５　社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会の概要

（１）所在地

我孫子市我孫子１８６１番地

（２）監査対象団体の設立目的

本法人は、我孫子市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

（３）組　　織

社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会は、昭和４２年４月１０日に法人格を取得し、事業を開始した。平成３１年３月３１日現在で、会長１名、副会長２名、理事１２名（会長、副会長含む）、監事２名及び評議員２８名、事務局職員９名及び

臨時職員２名で運営している。

（４）補助対象事業

ア　社会福祉協議会一般管理費事業

イ　地域ぐるみネットワーク事業

ウ　住民参加型ホームヘルプ事業

エ　法人後見支援センター事業

６　監 査 の 方 法

平成３０年度に執行した出納及びその他の事務について、監査対象団体から事業計画書・予算書及び事業報告書・決算書等の関係書類並びに証拠書類の提出を求めるとともに、所管部課からも補助金交付事業（以下「補助事業」という。）に係る関係書類の提出を求め、提出された監査資料に基づき調査を進め、監査対象関係者との質疑を行い、補助事業に係る執行状況等について監査をした。

７　監 査 の 結 果

社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会に係る補助金の出納及びその他の事務は、概ね適正と認められた。なお、事務処理上の改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

８　意　　見

（１）監査対象団体：社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会

社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会においては、補助事業に係る収支の書類等に、誤りの無いように細心の注意を図り、財務事務の透明性・信頼性の向上を図るとともに、事務事業の見直しを図り、最小の経費で最大の効果を上げられるよう努め、社会福祉サービスのより一層の充実強化を図られたい。

（２）所管部課：社会福祉課

所管課である社会福祉課においては、補助事業に係る実績報告書・決算書等の受領時には、当該報告書等に記載された数値の検算を補助対象事業ごとに十分に行い、適正な報告書の精査に努められたい。

また、この補助金交付額は、過去５年間を見ると毎年増加傾向にあり、市の財政への影響を及ぼしかねないことから、その他証拠書類に基づき、補助事業に係る対象経費について一層の精査をされたい。このため、前回（平成２３年度）の補助金交付団体監査の結果を踏まえながら当該団体と協議のうえ、事務事業及び人件費（職員の昇給、諸手当等）の見直しが図れるよう早急に対応し、効率的な事務事業を推進していくことが必要と考えられる。さらに、前回の検討事項とした「社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱」第２条に規定する補助対象区分の不明瞭な点については、早急に見直し等の改善に取り組まれるよう検討されたい。

所管課におかれては、今後の補助事業に係る事務事業の優位性や有効性等について検討され、より効果的な補助事業の推進を図られたい。